

被扶養者を増やす申請をするときの添付書類(○印)

必要書類		続柄など		同居していなくてもよい人								同居が条件の人			同居・続柄条件なし		入手先		
		子				配偶者			父・母	祖父・祖母	弟・妹・孫(16歳未満)	兄・姉・弟・妹・孫(16歳以上)	義父・義母・義祖父・義祖母	甥・姪	伯父・叔父・伯母・叔母	再申請(注6) 雇用保険受給終了による			
		出生	出生以外中学生まで	高校・専門・大学生	その他	妻	夫	内縁											
基本届	被扶養者(異動)届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.1	
	申請理由書	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.2	
	加入申請説明書	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.3	
基本添付書類	世帯全員の住民票(続柄・戸籍筆頭者(注1)記載)	○ (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	市区町村役場(3ヶ月以内に交付されたもの)	
	戸籍謄本(除籍者も記載されたもの)	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	市区町村役場(3ヶ月以内に交付されたもの)	
	在学証明書または学生証(有効期限記載)の写し	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	在学中の学校	
	所得証明書((非)課税証明書)(注3)	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	市区町村役場(最新年度のもの)	
該当のみ提出	配偶者が扶養家族でない場合は配偶者の今後の年間収入見込額がわかるもの(注4)		○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—		
	(注5) 喪失した人(健康保険を最近退職した人)	退職証明書(健康保険資格喪失証明書)	○ 退職証明書、健康保険資格喪失証明書の写しなど														—	退職した勤務先、所属していた前健康保険組合など	
		雇用保険申告書	○														○	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.4	
	収入のある人	年間収入見込額が130万円未満(60歳以上および障害年金受給者は180万円未満)であることがわかるもの																—	
		年金収入		○ 最新の年金通知書等の写し(年金受給額に変更がある場合は、制度共通年金見込額照会回答票の写し)														—	年金事務所
		現在もパート等勤労収入のある人		○ 事業主の給与支払証明書の写し ・雇用契約書の写し(年間収入見込額がわかるように労働日数等の記載がなく年間収入見込額がわからない場合は余白に追記し被保険者本人の署名・捺印) ・直近3カ月分の給料明細書の写し														—	勤務先
		農業・自営業等		○ 受付印のある確定申告書・収支内訳書(損益計算書)の写し														—	税務署
	その他		○ 休業給付等の証明書(傷病手当金等)の写し														—		
	両親・祖父母・[高校/短大/専門/大学(院)等の]学生以外の子が別居の場合	送金確約書		○														—	事業所担当者/健康保険組合ホームページ 申請書式No.9
		銀行振込または現金書留の写し		○														—	金融機関等
国内に居住していない人(海外に一時的に居住している人)		○ ・留学する学生の場合は、海外先の入学証明書・学生証・在学証明書の写しなど ・海外赴任する被保険者に同行する場合は、海外赴任辞令・居住証明の写しなど ・その他の場合は、一時的に居住していることがわかるものの写し														—	在学中の学校、勤務先など		

(注1) 戸籍筆頭者記載は単親世帯の方は必要です。
(注2) 出生時に限り、住民票の代わりとして母子手帳の出生証明欄(出生した子の氏名・生年月日、被保険者名記載)の写しの提出が可能です。
(注3) その年の1月1日の住民票がある市区町村で収入額が記載されているものを提出してください。
(注4) 配偶者が扶養家族ではなく、夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、年間収入の多い方の扶養者とするのが原則とされています。年間収入が同程度である場合は、被保険者の申請により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
配偶者の今後の年間収入見込額がわかるものについて
例: 源泉徴収票の写し、直近3か月分の給与明細書写し、給付金決定通知書の写し、標準報酬額決定通知書の写し、確定申告書の写しなど
※配偶者が育児休業中のため源泉徴収票などの収入額に休業期間が含まれ、年間収入見込額と金額がかけ離れる場合
➡配偶者の休業前、直近3か月分の給与明細書の写し(余白に配偶者が育児休業中であること、休業期間、被保険者本人の署名・捺印を追記)
(注5) 所得証明書((非)課税証明書)内に前職の収入額の記載があり退職(健康保険を喪失)した場合は該当します。
(注6) 雇用保険を受給(延長)することを前提に認定され、その後雇用保険の受給を終了し再申請する方が対象です。

* 上記の書類以外にも内容により別途書類の提出を求める場合があります。
* 「マイナンバー」導入による規程整備のため証明書類等に「マイナンバー」の記載されていないものを提出してください。
記載されている場合は、記載箇所を油性ペンなど(修正液や修正テープは使用不可)で隠すなどマスキングしたうえでご提出ください。